

十九八	七八六	五四	三二一	の成省令○財務省告示第三百三十三号					
償還期限	發行価格	振替単位	最低額面金額	法					
た平十額平す額の振 だ成ニ面成るの記替 しニ銭金ニ。整載法 、十九額十數又の 償ニ厘百一年の記定 還年九月にづき二十九 が銀行休業日日に	平成ニ面成るの記定 金録に額はよに、るよ 最振る低替も額口の面 と金簿	千億額引受本銀機関 万面受本銀機関を受ける 円万金け銀機関による借 円額で三兆二千五百六十 円額はよる借換えのため	千億額引受本銀機関を受 万面受本銀機関による借 円万金け銀機関による借 円額で三兆二千五百六十 円額はよる借換えのため	千億額引受本銀機関を受 万面受本銀機関による借 円万金け銀機関による借 円額で三兆二千五百六十 円額はよる借換えのため	特社債別会計に關する法律 第一項「振替法」等の規定 第二十一条の規定 第三項の規定 第四十一条の規定	社債第一法規 第二十一条の規定 第三項の規定 第四十一条の規定	國庫短期証券（第五十六回）	財務大臣 藤井裕久	平成二十一年十月八日

十
三
二
一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 た
二 銀 金 金 る
十 行 額 を と
一 百 支 き
年 円 払 は
九 に う 、
月 つ 。 そ
二 き の
十 百 翌 営
四 円 日
日 に